

川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画作成部会 会則

(設置)

第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき組織された川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）において、川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十二条の規定に基づき、川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画作成部会（以下「部会」という。）を組織する。

(目的)

第二条 部会は、都市再生安全確保計画の作成及び実施に関し必要な協議調整等を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第三条 部会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- 一 都市再生安全確保計画の作成及び実施に関すること
- 二 その他、会議における協議等が円滑に行われるための事前調整に関すること

(部会の構成)

第四条 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。

- 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
- 二 川崎市長
- 三 神奈川県知事
- 四 規約第三条四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者

(部会の部会長)

第五条 部会に部会長を置き、会議の議長が所属する団体の部会構成員により選任する。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会の構成員が、その職務を代理する。

(部会の招集)

第六条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じ部会の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

- 3 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。

(議事)

第七条 部会長は、議事を総理する。

- 2 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公開する。

(書面による議事)

第八条 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第九条 部会に出席できない部会の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席したものとみなす。

(事務局)

第十条 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

(雑則)

第十一条 この会則の改正は、部会長が部会に諮って行う。

- 2 法令、規約及びこの会則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成二十五年七月二十四日から施行する。